

北九州市議会タブレット端末管理及び使用基準（概要）

（平成30年12月11日 議会運営委員会で決定）

1 使用目的

○北九州市議会基本条例第4条第1項に規定する議員の役割（議案等の審議及び審査、市政の課題に対する政策立案・提言、市民との協働による開かれた議会の実現に資する）を担うため（基準第4条）

○各種通知、届出等（基準第10条）

2 端末機の位置づけ

（1）端末機の利用者（基準第4条） 議員及び議長が許可した者

（2）端末機の取扱い（基準第5条） 議長が貸与

（3）管理者（基準第3条） 市議会事務局総務課長

3 使用範囲（基準第13条）

○会議等（議会の会議等、常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会等）で端末機を使用する場合：当該会議等の目的以外で使用不可

○会議等以外

・議会活動における使用（クラウド型ファイル管理システムやインターネットを利用した、もしくは市政調査研究に資する情報の閲覧収集）

・情報伝達（議員相互、議員との事務局及び市、災害時等）

・その他議長が必要と認める場合

※ 管理者は、上記の使用のために必要な範囲で管理

4 クラウド型ファイル管理システムに保存できるデータ（基準第11条）

会議等に関する各種資料、各種通知、届出等、その他議長が必要と認める資料

5 使用ルール

（1）端末機の取扱い（基準第5条）

・他人への貸与、譲渡の禁止

・任期等で返却

・使用しない際の自動ロック

・盗難、紛失の際の速やかな管理者への連絡

・管理者は、遠隔操作により初期化等の処置（保守契約の対応範囲外は自己負担、通信容量追加の場合は、使用者が速度制限の解除を議長に申出を行い、使用者の負担により解除可）及び端末機の位置情報の把握可

（2）遵守事項（基準第8条）

・情報の受発信の使用者責任

・移動時、屋外での使用時の盗難、置き忘れ防止

・端末機を使用しない時の保管方法（施錠可能な場所へ）

- ・データの正確性の保持、データ等の紛失、き損の防止
- ・ユーザーIDの管理
- ・ウィルス及び不正アクセス等を発見した場合への管理者への連絡

(3) 禁止事項(基準第7条)

- ・情報公開の制限（個人情報、市議会・市の公開されていない情報等）
- ・端末機、OS、アプリ、ソフトの改造等
- ・クラウド型ファイル管理システム、端末機に障害の及ぼすおそれのある装置の接続
- ・著作権・肖像権の侵害もしくはおそれのある使用
- ・撮影・録画等端末機の使用制限をされている場所での使用

6 使用制限事項

〈一般〉（基準第14条）

- ・OSのアップデートは議長指示により行う
- ・アプリ等の追加は、議会運営委員会で協議が必要
- ・フェイスブックやツイッターなどSNS等利用は行わない
- ・個人的に必要なものは、加えて議長の許可が必要、費用は個人負担
- ・インストール等に費用を要するものは自己負担（適正管理）
- ・情報セキュリティの確保、その他端末機の適正な管理のために必要な際はアンインストールするか、使用者に指示することができる（費用は自己負担）

〈会議等〉（基準第15条）

- ・操作音、端末機を用いた会議等の録音、録画
- ・議会の会議：クラウド型ファイル管理システムのみ利用（アプリやインターネットは使用不可）
- ・議会の会議以外：インターネットを利用した情報の閲覧収集は当該議題に関する情報についてのみ

7 セキュリティ対策(基準第9条)

- ・週に一度はクラウド型ファイル管理システムの更新の有無を確認、更新
- ・緊急のセキュリティ対応等により、対策を施す必要がある場合は、使用者は管理者へ速やかに端末機を提出

8 基準の所管 議会運営委員会